

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 2-8 |
|-------------------------|---|-------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 他人の土地に立ち入って漁業を営む許可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 漁業法第121条 | | | |
| 許認可等の概要 | 漁業者、漁業協同組合、漁連が他人の土地に立ち入って漁業を営む許可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>漁業法 第二百一十一条 漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入って漁業を営むことができる。</p> <p>漁業法施行規則 第六条 法第二百一十一条の規定による許可を受けようとする者は、土地の所在、地番、地目、面積及び現況、当該土地につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに使用の目的及び期間を記載した申請書に、当該土地の図面を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 処分の先例がなく、具体化するのが困難 | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |